

受理官庁 L U	知的所有権庁 (ルクセンブルク)	附属書 C L U
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ルクセンブルク	
国際出願の作成に用いることができる言語	フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 19	
国際出願手数料	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 7, 更に3頁若しくはその端数につき EUR 1 を加えた額	
受理官庁は代理人を要求するか?	不 要	
誰が代理人として行為できるか?	ルクセンブルクにおいて手続するために登録されている特許代理人又はルクセンブルク法曹協会の構成員, 及び欧州経済領域加盟国において登録されている特許代理人	